

京都市消防局訓令乙第10号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

別表第1救助活動服の款上衣の項制式の目中「そで」を「袖」に、「ひじ当て」を「肘当て」に、「長そで」を「長袖」に、「そで口」を「袖口」に、「刺しこ」を「刺子」に、「京都消防」を「京都市消防局」に、「ししゅう」を「刺しゅう」に改め、同項胸章の目中「ししゅう」を「刺しゅう」に改め、同款ズボンの項制式の目中「ひざ当て」を「膝当て」に、「ふた付き」を「蓋付き」に、「刺しこ」を「刺子」に、「すそ」を「裾」に改める。

別表第1第12図1(1)を次のように改める。

(1) 制式



別表第2救急衣の款を削る。

別表第2本部指揮救助活動帽の款制式の項中「第5図1」を「第4図1」に改め、同款帽章の項中「第5図2」を「第4図2」に改める。

別表第2本部指揮救助活動服の款上衣の項制式の目中「第6図1」を「第5図1」に改め、同款本部指揮救助隊員腕章の項中「第6図2」を「第5図2」に改める。

別表第2飛行帽の款制式の項中「第7図1」を「第6図1」に改め、同款帽章の項中「第7図2」を「第6図2」に改める。

別表第2飛行服の款上衣の項制式の目中「第8図1」を「第7図1」に改め、同款ズボンの項制式の目中「第8図2」を「第7図2」に改める。

別表第2防寒服の款制式の項中「第9図」を「第8図」に改める。

別表第2活動服（半袖）の款制式の項中「第10図」を「第9図」に改める。

別表第2音楽隊被服の款帽子の項合帽の目中「第11図1（1）」を「第10図1（1）」に、「第11図1（2）」を「第10図1（2）」に改め、同款合服の項上衣の目中「第11図2（1）ア」を「第10図2（1）ア」に、「第11図2（1）イ」を「第10図2（1）イ」に、「第11図2（1）ウ」を「第10図2（1）ウ」に改め、同項ズボンの目中「第11図2（2）ア」を「第10図2（2）ア」に、「第11図2（2）イ」を「第10図2（2）イ」に改め、同款夏服の項上衣の目中「第11図3」を「第10図3」に改め、同款バンドの項中「第11図4」を「第10図4」に改める。

別表第2中第4図を削り、第5図を第4図とし、第6図から第11図までを1図ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による救助活動服上衣は、当分の間、これを使用することができる。

（消防局総務部人事課）